

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月23日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「柿崎副市長」を「多可副市長」に、「企画財政部」を「企画政策部」に改め、「、デジタル化推進本部」を削り、同条第2号中「観光文化スポーツ部」を「財政部、観光文化スポーツ部」に改める。

第3条中「柿崎副市長」を「多可副市長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。